

# 青森県報

号外第二十二号

令和六年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

- 青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) ……一
- 青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (労政・能力開発課) ……一
- 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則…………… (港湾空港課) ……二
- 訓 令
- 職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……二
- 告 示
- 青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者の一部改正…………… (建築住宅課) ……三
- 青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例別表第一号の知事が定める用途、同表第二号、第三号及び第四号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合の一部改正…………… (同) ……三

## 規

## 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十一号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十二号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二項中「第四項」を「次項」に改め、第三項中「二十五歳に」を「二十三歳に」に、「除き、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者に限る」を「除く」に、「二十五歳未満の者」を「二十三歳未満の者」に改め、「二級又は」及び「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、「ついで」の下に、「次の表の第一欄に掲げる二十三歳未満の者の区分に応じ」を加え、「九千二百円」を「次の表の第二欄に掲げる字句」に、「六千円」を「同表の第三欄に掲げる字句」に、「四千三百円」を「同表の第四欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者	一万三千七百円	一万六千円	八千八百円
二 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者（第四号に掲げる者を除く。）	九千二百円	六千円	四千三百円
三 在校生等（次号に掲げる者を除く。）	七千六百元	五千六百元	四千四百円
四 在校生等であつて、被保険者である者	三千百円	二千九百円	二千九百円

第四項を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第二十三号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表第二号中「令和六年一月二十日から同年三月三十一日」を「令和六年四月一日から令和七年三月三十一日」に、「十五分の四」を「十五分の一」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、四四〇円」を「六、七六〇円」に、「七、二八〇円」を「六、六三〇円」に改め、「（法制集中研修を受講する場合に係るものに限る。）」を削り、

前期日程の研修	六、九六〇円
後期日程の研修	六、七五〇円
税務・徴収コース	六、七五〇円

を

前期日程の研修（法制集中研修を受講する場合に係るものに限る。）	六、八九〇円
後期日程の研修	六、九〇〇円（法制集中研修を受講しない場合にあつては、六、七三〇円）
税務・徴収コース	六、六一〇円

に、

「六、七七〇円」を「六、四〇〇円」に、「二、九四〇円」を「二、九〇〇円」に改める。

附 則

- この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

告

示

青森県告示第百九十七号

平成二十五年三月二十七日青森県告示第百五十六号（青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

青森県告示第百九十八号

平成二十八年四月一日青森県告示第百五十三号（青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例別表第一号の知事が定める用途、同表第二号、第三号及び第四号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料等徴収条例」を「青森県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料等徴収条例」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭